

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	捕集灰移送コンベアチェーン#1ほか1点 （八尾工場）買入	019産業用 機器	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,991,000	令和2年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	歯車継手ほか1点（舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	7,480,000	令和2年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	クレーンバケット用部品（舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	(株)福島製作所	3,410,000	令和2年2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	中間火格子ブロックほか9点（舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	21,689,140	令和2年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	耐火タイル1ほか1点（舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	25,667,730	令和2年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	じん芥クレーンバケット用部品#1ほか3点・（八尾工場）買入	019産業用 機器	八尾工場	(株)福島製作所	992,200	令和2年2月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	吊下横架材買入	019産業用 機器	平野工場	(株)福島製作所	968,000	令和2年2月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	シャフトほか8点（西淀工場）買入	019産業用 機器	西淀工場	(株)タクマ	13,436,500	令和2年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	エレメントパイプ1ほか1点買入	019産業用 機器	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	990,000	令和2年3月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	HDD買入	019産業用 機器	鶴見工場	横河ソリューションサービス(株)	985,600	令和2年3月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

捕集灰移送コンベアチェーン#1ほか1点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する捕集灰移送コンベアチェーン#1ほか1点は、捕集灰移送コンベアの主要構成部品であり、捕集灰移送コンベア用にエステック株式会社により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。

以上の理由により、エステック株式会社の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

歯車継手ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する歯車継手ほか1点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場誘引通風機設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・誘引通風機設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するクレーンバケット用部品は、じん芥クレーンバケットに装備して使用するものである。

当工場のじん芥クレーンバケットは、株式会社福島製作所の独自技術により設計・製作されたものであり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから株式会社福島製作所の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱が出来ないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか9点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか9点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから日立造船(株)の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル1ほか1点(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する耐火タイル1ほか1点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから日立造船(株)の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット用部品#1ほか3点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

じん芥クレーンバケット用部品#1ほか3点は(株)福島製作所製のじん芥・灰クレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。以上の理由により、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

じん芥・灰クレーンバケット用部品は(株)福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、(株)福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

吊下横架材買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の吊下横架材は、(株) 福島製作所のじん芥クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

吊下横架材は(株) 福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

シャフトほか8点(西淀工場)買入

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するシャフトほか8点は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備及びボイラー設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため(株)タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、(株)タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって(株)タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ1ほか1点買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプ1ほか1点は、平野工場ボイラ設備のストブローの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

HDD 買入

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する HDD は、鶴見工場焼却設備運転監視用フィールドコントロールユニットの一構成部品であり、本ユニットは、横河電機株式会社独自の技術により設計・製作されており、部品についても詳細寸法及び関連機構・システム保守契約上、他社においては性能保証が不可能であるため、横河電機株式会社製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は横河電機株式会社より販売・サービスを移管されている横河ソリューションサービス株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって上記の理由により横河ソリューションサービス株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)